

公証人による委任状

委任状は、スペイン人または外国人が、代理人にスペインで有効なあらゆる行為や法律行為を行う権限を与えるために発行することができます。

公証人による委任状にはさまざまな種類がありますが、最も一般的なのは次の通りです：

委任状は、スペイン国内で有効なあらゆる行為や法律行為を代理人が行えるように、スペイン人または外国人によって付与されることがあります。

さまざまな種類の公証人による委任状があり、最も一般的なのは次の通りです：

一般委任状：これは、委任者に代わって、法的に有効なあらゆる行為（物の売買、財産の管理、契約、担保設定、会社設立、相続手続きへの関与、銀行口座の開設や操作、支払い・受領など）を制限なく行う権限を代理人に与える委任状です。

訴訟一般委任状：これは、1人または複数の弁護士や代理人に与えられ、委任者をあらゆる種類の裁判手続きで、最大限の権限をもって代表できる委任状です。

訴訟のための特別な権限：これは特定の裁判手続きに関与するために、1人または複数の弁護士や代理人に与えられる権限です。

特別な権限：これは1人または複数の代理人に、特定の行為や法律取引（売買、不動産管理、相続や贈与の承認、会社設立、年金の受け取り、NIE取得など）において、委任者を代表するために与えられる権限で、委任者が定めた条件で行います。

必要書類

以下に挙げる書類に加えて、領事館は申請を評価するために追加の情報や書類を求めることがあります。

- ・ [公正証書申請書](#)
- ・ 署名者の有効な身分証明書またはパスポート
- ・ 署名者が外国人の場合は外国人登録番号（NIE）
- ・ 代理人の身分証明書またはNIEのコピー
- ・ 訴訟のための委任状の場合、弁護士や訴訟代理人の身分証明書のコピーは不要です。
- ・ スペイン企業の代表として行動する場合は、資格証明となる最新の書類を提出する必要があります。日本企業の場合は、書類を翻訳してアポスティーユを付ける必要があります。

- ・ 委任状によって委任したい権限の説明。草案を提出する必要があります。
- ・ 手数料の支払い（文書の長さ、署名者の数、コピーの数によって変わります）

手続き

上記の必要書類がすべて揃い次第、2 週間以内にメールで面会の予約が行われます。手数料の支払いは現金（円）で行います（在外公館の手数料が適用されます）。

- ・ [事前予約](#)が必要です。

手数料は現金でお支払いください（[現行の領事手数料表に基づきます](#)）。

法規

2011 年 5 月 10 日付法第 9 号、在外公館手数料法

書類署名当日は、必ず本人が出席する必要があります。署名者は有効な ID カードまたはパスポートの原本を提示してください。

委任状の取り消し

スペインの公証人または領事によって認証された委任状は、いつでも取り消しの書面によって取り消すことができます。この取り消し書は、この領事館で作成することができ、委任状がスペインの公証人または他の領事によって認証されているかに関わりません。

手続きや必要書類については、「その他の書面」の項目をご覧ください。

基本法令

[1862 年 5 月 28 日の公証法。](#)

[1944 年 6 月 2 日の勅令により、公証制度の組織と運営に関する規則が最終的に承認されました。](#)